

## 1990年代の経済対策・雇用対策の概要

経済対策	決定時期等	主な内容	規模	雇用対策	決定時期等	主な内容
緊急経済対策	1992.3	<p>◎労働力需給が引締まり基調で推移する中、在庫、生産、企業の業況判断などに減速観が見られる中で決定。</p> <p>◎公共投資の促進、公的色彩を持つ民間企業の投資、省力化投資、住宅投資を促進し、個人消費の多様化、中小企業対策、資金調達環境の整備等により、調整過程にある我が国経済を内需を中心とするインフレなき持続可能な成長経路へ円滑に移行させる。</p> <p>○公共事業等の施行促進</p> <p>○民間設備投資の促進</p> <p>・電力・ガス事業における上乗せ・繰り上げ発注</p> <p>○省力化投資の促進</p> <p>・政府系金融機関の融資制度の創設・拡大等</p> <p>○個人消費、住宅投資の促進</p> <p>・労働時間短縮、住宅金融公庫融資制度の拡充等</p> <p>○中小企業対策</p> <p>○資金調達環境の整備</p>				
総合経済対策	1992.8	<p>◎我が国経済は、個人消費、設備投資など最終需要を中心に停滞しており、資産価格の下落もあって厳しい状況に直面。労働需給も一部に緩和の動き。</p> <p>◎株価と不動産価格の大幅な低下から金融機関の不良債権が増大し、金融機関の融資対応能力の低下や金融システムの安定性の問題、その実体経済への影響が懸念されるに至った。こうした中で、1993年3月末のBIS自己資本比率8%以上の基準への対応も必要。</p> <p>◎総合経済対策は、現在調整過程にある我が国経済を内需を中心とするインフレなき持続可能な成長経路へ円滑に移行させるもの。</p> <p>○公共投資等の拡大</p> <p>○住宅投資の促進</p> <p>・住宅金融公庫等の融資制度の拡充</p> <p>○民間設備投資の促進</p> <p>・設備投資減税、政府系金融機関の活用等</p> <p>・電力・ガス・NTT・KDD等の設備投資の追加等</p>	<p>総規模 10.7兆円(公共投資等 8.6兆円)</p>	(「総合経済対策」に盛り込まれた事項)		<p>○企業の雇用維持支援</p> <p>・雇用調整助成金の支給対象となる業種指定基準に暫定措置を設け、業種指定を機動的に行う。事業転換や能力向上のための教育訓練、出向、一時休業により雇用維持努力を行う事業主に対し助成する。</p> <p>○産業・企業間における「失業なき労働移動」の円滑化</p> <p>・事業主等に対する出向等に係る情報の収集・提供及び産業別団体の取組みを推進し、失業を経ない労働移動を円滑化。</p>

経済対策	決定時期等	主な内容	規模	雇用対策	決定時期等	主な内容
総合的な経済対策の推進について	1993.4	<p>○中小企業対策</p> <p>○雇用対策</p> <p>○金融システムの安定性の確保</p> <p>・金融機関の不良債権問題への対応等金融システムの安定性の確保のための自己資本充実手段の拡充及び証券市場の活性化、金融制度改革等</p> <p>◎我が国経済は、バブル経済の崩壊の影響もあって、依然として低迷。</p> <p>◎経済対策は、我が国経済を内需を中心とするインフレなき持続可能な成長経路へ円滑に移行させる。</p> <p>○公共事業等の施行促進・拡大</p> <p>○社会資本整備の新たな展開</p> <p>・都市再開発や快適な生活環境の形成に資する下水道等事業、大学、研究所、情報化、医療、社会福祉、官庁や宿舍の整備等社会資本整備、財政投融资の活用</p> <p>○住宅投資の促進</p> <p>・住宅金融公庫融資、税制等の拡充</p> <p>○民間設備投資の促進</p> <p>・政府系金融機関の融資の活用、税制上の措置</p> <p>・電力・ガス、NTT・KDD等の設備投資の追加等</p> <p>○中小企業対策等</p> <p>○雇用対策</p> <p>○規制緩和</p> <p>・公的規制の目的・内容の緊急見直し、許認可等の大幅整理</p> <p>○金融システムの安定性の確保</p>	総規模 13兆円超	(「総合的な経済対策」に盛り込まれた事項)		<p>○企業の雇用維持支援</p> <p>・雇用調整助成金制度の助成率の引上げ、対象事業主の拡大等制度の活用、充実</p> <p>○中高年齢者などの雇用の安定を図る</p> <p>・特に中高年齢者などの雇用に重点を置いた雇用就業機会の確保、教育訓練等能力開発対策の充実</p> <p>・ホワイトカラーの職務分析と教育訓練手法の開発、モデル的な教育訓練、キャリアアカウゼン等々のモデル事業を推進し、成果を全国に発信する「生涯能力開発センター」の設置、遠隔教育訓練の実施、中高年齢者自らが行う能力開発を支援するため中高年齢労働者受講奨励金の拡充等</p> <p>○省力化、効率化投資による生産性の向上、労働時間の短縮</p> <p>・事業主に対する指導援助</p>
緊急経済対策	1993.9	<p>◎非自民党政権の細川政権下の経済対策。経済対策として初めて規制緩和が前面に打ち出された。</p> <p>◎我が国経済は、個人消費や民間設備投資の低迷に加え、急激な円高や災害、異常気象による影響もあって、回復に向けた動きにも足踏みがみられる。</p> <p>◎経済の先行きに対する中期的な不透明感も広がるなど今後の景気回復には予断を許さないものがある。</p> <p>◎経済の緊急状況を克服し、我が国経済を内需を中心とするインフレなき持続可能な成長経路へ円滑に移行させていくことは喫緊の課題。</p> <p>◎生活者・消費者が豊かさを実感できる経済社会の構</p>		(「緊急経済対策」に盛り込まれた事項)		<p>○企業の雇用維持努力の支援。</p> <p>・雇用調整助成金の支給対象となる業種指定の緩和措置を延長する等</p> <p>○中高年齢ホワイトカラー労働者の雇用の安定等</p> <p>・転職に必要な職業訓練の実施、出向に係る情報提供・出向先の斡旋の支援等を図り、産業、企業間における失業を経ない円滑な労働移動を図る</p> <p>・リストラの進展による雇用不安を招かないよう、事業主に対する適切な指導援助</p> <p>・職種転換のための能力開発を支援する給付金制度を拡充</p>

経済対策	決定時期等	主な内容	規模	雇用対策	決定時期等	主な内容
		<p>築、活力ある社会を創造するための経済発展基盤の整備、調和ある対外経済関係の形成等中長期的課題の解決に向けて一歩を踏み出す。</p> <p>○規制緩和等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内需の拡大、輸入の拡大の観点からの、幅広い分野にわたる公的規制の緩和（これまでのように個別分野に限定せず）</li> <li>○円高差益の還元</li> <li>・公共料金、一般輸入消費財等</li> <li>○厳しい経済情勢への対応と調和ある対外経済関係の形成</li> <li>・社会資本の整備</li> <li>・住宅投資の促進</li> <li>・構造調整に資する設備投資の促進（流通構造の改善、企業の構造調整（省力化・合理化・省エネルギー、環境保全、研究開発等の分野）等）</li> <li>・中小企業対策</li> <li>・雇用対策 等</li> </ul> <p>●これまでの経済対策においては、民間設備投資の促進については、電力・ガス事業、通信事業を中心とした公共的事業実施企業について言及されてきたが、本対策以降、こうした言及はなされなくなった。</p> <p>●本対策は、これ以前の対策と比較すると、規制緩和の重視と併せて公的企業への影響力の縮小という点で方針を転換するものといえる。</p>		雇用支援トータルプログラム	1994.1	<p>○雇用機会が不足している地域において新分野開拓等を行う企業の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模雇用開発促進助成金(大規模雇用開発プロジェクト計画に基づいて事業所を設置し、50人以上の雇用の場の開発を行った事業主に対する助成)、地域雇用環境整備助成金（労働大臣の認定を受けた雇用構造改善プロジェクト計画に基づいて事業所を設置・整備し、良質で魅力ある雇用の場を開発する事業主にに対する助成）の活用</li> <li>○新規学卒者の雇用の確保を図るための求人開拓</li> <li>○求職者の早期再就職を図るための機動的な職業紹介等運営の改善</li> <li>○省力化、効率化投資等による生産性の向上、労働時間短縮</li> <li>・事業主に対する指導援助の拡充</li> </ul>
-	-			雇用支援トータルプログラム	1994.1	<p>○企業の雇用維持努力が限界に達し、希望退職、解雇等激しい雇用調整が懸念される中、中高年齢者を中心とした雇用不安の拡がり、新規学卒者等の雇用機会の減少など全般的な不況の下での新たな雇用機会の不足</p> <p>○雇用維持支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用調整助成金の業種指定基準の緩和、失業なき労働移動の支援、職業能力開発による雇用維持支援 等</li> <li>○離職者の再就職促進</li> <li>・高齢者、障害者など就職困難者の雇入れを対象とした特定求職者雇用開発助成金制度の拡充（年齢要件 55歳→45歳、助成率の引上げ）、未就職卒業生相談コーナーの拡充、再就職促進手当拡充 等</li> <li>○新たな雇用機会の開発の支援</li> </ul>

経済対策	決定時期等	主な内容	規模	雇用対策	決定時期等	主な内容
総合経済対策	1994.2	<p>◎バブル経済の崩壊の影響もあって、ストック調整が長期化する一方、雇用情勢にも厳しさが見られることに加え、内外経済環境の変化が経済の中期的な不透明感、閉塞感を生み出し、民間部門の心理を大きく萎縮させている。</p> <p>○景気浮揚のための内需拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得・住民税の特別減税（1994年度限り）</li> <li>・公共投資等の拡大</li> <li>・住宅投資の促進（住宅金融公庫融資、税制の拡充等）</li> <li>・民間設備投資を促進するための税制上の措置（中小企業設備投資、省力化・合理化投資）</li> </ul> <p>○課題を抱える分野における重点的施策の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の有効利用の促進</li> <li>・中小企業対策等</li> <li>・雇用対策</li> <li>・金融・証券市場に関する施策（不良資産の処理促進等）</li> </ul> <p>○経済活力の喚起のための発展環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規制緩和等の推進（公的規制の計画的緩和等）</li> <li>・新規産業創出の促進と発展への支援</li> <li>・地域の視点に立った経済の活性化（各地域の実情を踏まえた公共投資の拡大、地方拠点都市地域の整備等）</li> <li>・調和ある対外経済関係の形成（輸入の促進等）</li> </ul> <p>●本対策以降、バブル崩壊後の資産価格の下落の中でも、一貫して掲げられてきた「インフレなき成長経路への移行」は記載されなくなった。</p> <p>●本対策以降、1993年9月の「緊急経済対策」の基本的方針が踏襲されるようになった。</p> <p>一国民の生活の質の向上や研究開発基盤等の充実に配慮した公共事業の実施、住宅投資の促進、中小企業対策、雇用対策等従来から実施されてきたものに加え、規制緩和の促進、不良債権処理を中心とした金融・証券市場に関する施策が対策の柱に。</p>	総規模 15兆円超（公共投資事業規模7.2兆円）	（「総合経済対策」に盛り込まれた事項）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域雇用開発助成金（雇用機会が不足している指定地域内に事業所を設置・整備して当該地域の居住者等を雇入れる事業主に対し、新規雇用労働者に関する賃金助成、機械・設備購入等費用等の助成）等の拡充、中小企業の雇用環境整備支援、労働時間短縮支援等</li> </ul> <p>◎本対策による経済の活性化を通じ雇用の拡大を図るとともに、最近の雇用失業動向を踏まえ、雇用の安定に万全を期するため、「雇用支援トータルプログラム」を速やかに実施するなど、総合的雇用対策を推進。</p>

経済対策	決定時期等	主な内容	規模	雇用対策	決定時期等	主な内容
緊急円高・経済対策	1995.4	<p>◎最近の急激な為替レートの変動は、緩やかながら回復基調をたどっている我が国経済の先行きに重大な悪影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>○機動的な内需の振興（景気の先行きに生じている不透明感を払拭し、回復基調をより確実なものとする、中長期的発展を確保する）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共事業等の積極的施行</li> </ul> <p>○規制緩和の前倒し、輸入促進等（縮小傾向にある經常収支黒字をさらに大幅に削減するとともに、市場アクセス改善を促進する）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○円高メリットの迅速な浸透、円高の被害対策、経済フロンティアの拡大、金融・証券市場対策</li> <li>・中小企業対策、雇用対策等</li> <li>・研究開発のインフラ整備、高度情報通信社会の推進等</li> <li>・金融機関の不良債権処理の早期処理等（概ね5年の間に積極的処理、問題解決の目処をつける等）</li> </ul>	1995年度補正予算を編成			<p>◎雇用調整助成金の特例措置の継続</p> <p>○「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」の施行（1995.7.1）後直ちに事業主が法に基づき助成・援助措置（認定を受けた事業主が事業転換等に係る雇用安定事業の対象となる教育訓練を実施する場合の支援、特定不況業種離職者求職手帳所持者を継続雇用を予定して雇入れる事業主に対する助成金の支給等）を活用できるよう措置する。</p> <p>○高付加価値分野、新分野創造を担う人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主の訓練ニーズに沿ったコースの公共職業能力開発施設での設定</li> </ul>
緊急円高・経済対策の具体化・補強を図るための諸施策（報告）	1995.6	<p>◎4月に策定された対策を補強等するもの。新規に追加された主な事項は下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特別減税（1996年度における所得税及び個人住民税の特別減税の継続）</li> <li>○新総合的雇用対策の実施</li> <li>○金融システムの安定性の確保</li> <li>・金融機関の破綻処理等については、公的資金など公的な関与のあり方を含め、検討を開始</li> </ul>	1995.7	（「緊急円高・経済対策」の具体化・補強を図るための諸施策」に盛り込まれた事項）		<p>◎「新総合的雇用対策」の実施</p> <p>円高による国民生活への影響に配慮した雇用対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新たな失業の発生防止（雇用維持）</li> <li>・雇用調整助成金の特例措置の継続</li> <li>・「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」の施行（1995.7.1）後直ちに事業主が法に基づき助成・援助措置を活用できるような措置（高炉製鉄、自動車部品製造等42業種、対象103万人）</li> <li>・雇用維持の方策について労使を含む都道府県レベル、地域レベルのコンセンサスを形成するため、それぞれ「円高等雇用対策協議会」、「円高等雇用対策連絡協議会」を開催</li> <li>○新規学卒者、未就職学卒者の就職対策の促進</li> <li>・職場実習等の体験を通じた就業機会の拡大、職業訓練の実施等</li> <li>○高付加価値分野、新分野創造を担う人材の育成</li> <li>・事業主の訓練ニーズに沿ったコースの公共職業能力開発施設での設定</li> </ul>
経済対策	1995.9	◎景気回復スピードは過去の景気回復局面と比較しても極めて緩やかであり、最近の景気は足踏み状態が続	事業規模 14.22兆円	（「経済対策」に盛り込まれ		◎中小企業の活力を活かした雇用機会の創出・人材確保 ・雇用管理の改善に関する計画を作成し、認定を受けた

経済対策	決定時期等	主な内容	規模	雇用対策	決定時期等	主な内容
		<p>くなかで、弱含みで推移。特に、雇用面や中小企業分野では厳しい状況が続いている。</p> <p>◎これまでの累次の経済対策にもかかわらず景気が十分回復していない理由としては、<u>資産価値の下落が家計、一般企業の負担感を高め、金融機関の不良債権の増大を招いたこと、内外価格差、生産性の部門間格差等の構造的な問題の存在や急激な円高等</u>があげられる。</p> <p>○思い切った内需拡大（先行き不透明感の払拭と消費者・企業マインドの改善）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共事業の推進、住宅投資の促進、財政投融资資金の活用による公共事業の円滑な実施等</li> <li>○直面する課題の克服</li> <li>・土地の有効利用の促進、中小企業対策等、雇用対策等</li> <li>○経済構造改革の一層の推進</li> <li>・研究開発、情報化の推進（インフラ整備）、新規事業の育成、規制緩和、輸入・対日投資の促進等</li> </ul>	(公共事業費 <b>12.81兆円</b> )	た事項)		<p>中小企業事業主に対する助成金支給等による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○人材高度化支援事業等新分野展開を担う人材育成の推進</li> <li>・公共職業能力開発施設において、事業主団体等のニーズに応じたオーダーメイド型訓練の実施、事業主団体による訓練実施への助成等</li> <li>○新規卒卒者、未就職者の就職支援</li> <li>・全都道府県への学生職業相談室の設置による相談、情報提供の実施</li> <li>○失業なき労働移動の支援</li> <li>・業種雇用安定法に基づく特定不況業種事業主に対する支援等</li> <li>○早期再就職のための特別対策</li> <li>・中高年失業者の事業主への委託訓練対象年齢の引下げ（55歳→45歳）</li> </ul>
21世紀を切り開く緊急経済対策	1997.11	<p>◎公共事業の追加等からなる累次の経済対策によって景気を下支えしてきたにもかかわらず、景気回復の軌道には乗っていない。その結果、我が国財政は主要先進国の中で、最悪の危機状況に。</p> <p>◎旧来の発想を、<u>180度転換し、民間活力を中心に21世紀に向けた新たな経済政策の展開を図ることが必要</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○規制緩和を中心とした構造改革</li> <li>○その他、土地の取引活性化・有効活用、中小企業対策、科学技術の振興、市場アクセス改善の加速化、税制の見直し、民間活力を活用した社会資本整備その他の施策</li> </ul>		「21世紀を切り開く緊急経済対策」に盛り込まれた雇用対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>○労働者派遣事業、有料職業紹介に関する規制緩和</li> <li>・労働者派遣事業については、対象業務のネガティブリスト化、派遣期間、労働者保護措置等全般的な見直しを進める。有料職業紹介については、取扱業務の拡大等について検討を開始する。</li> <li>○雇用調整金制度の活用による機動的な雇用対策の実施</li> </ul>
総合経済対策	1998.4	<p>◎我が国の資本、人材、技術等の優れた経済資源が最も適に活用され、時代のニーズに円滑に対応できる柔軟で創造的な経済構造を構築する必要がある。民間部門がその活力を最大限に発揮できるようにするとともに、弱者の保護にも配慮しつつ自己責任の原則を貫徹する条件を整えるなど、我が国経済の発展基盤を整備する。そのため、<u>規制緩和を強力に推進するの</u>に加え、ベンチャー企業育成、中小企業対策、雇用対策等を講じる。</p>	事業規模 <b>16.7兆円</b> (社会資本整備 <b>7.7兆円</b> 、減税 <b>4.6兆円</b> )	「総合経済対策」に盛り込まれた雇用対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「緊急雇用開発プログラム」の実施により、雇用の安定や人材の育成を図り、雇用の先行き不安を払拭するための施策を講じる。</li> <li>・雇用維持支援（雇用調整助成金拡充）、失業なき労働移動の支援、企業内における職業能力開発、労働者の主体的能力開発支援</li> <li>・「ホワイトカラー等雇用支援ネットワーク」等の強化（専門資格を有する職業相談カウンセラーの拡充、特定求職者雇用開発助成金の拡充等離職者の再就職の</li> </ul>

経済対策	決定時期等	主な内容	規模	雇用対策	決定時期等	主な内容
緊急経済対策	1998.11	<p>○短期的に十分な需要喚起、21世紀の多様な知恵の時代にふさわしい社会の構築に向け、供給サイドの体質強化</p> <p>○財政構造改革法の凍結</p> <p>○金融システム安定・信用収縮対策等</p> <p>・金融機関の資本増強制度の実効ある運用等</p> <p>○21世紀型社会の構築に資する景気回復策</p> <p>・先端電子立国の形成</p> <p>・住宅投資促進（住宅金融公庫融資の拡充等）</p> <p>・新規開業促進を含む産業再生・雇用対策</p> <p>・社会資本整備</p> <p>○恒久的な減税等</p> <p>・個人所得税の最高税率50%への引下げ等 4兆円規模の恒久減税、法人課税の99年度から実効税率40%への引下げ</p> <p>○アジア諸国の通貨危機等への対応</p>	事業規模 17.9兆円（社会資本整備 8.1兆円、他に減税 6兆円超）	（「緊急経済対策」に盛り込まれた雇用対策）		<p>促進、公共職業訓練の機動的・弾力的実施等）</p> <p>・ベンチャー企業等中小企業、雇用環境の厳しい地域における雇用創出支援</p> <p>・労働行政関係機関における夜間等の緊急雇用労働相談・支援窓口の設置、未払賃金立替払の迅速化、地域における育児・介護情報提供機能の強化等</p> <p>○労働者派遣事業、労働者募集の見直し</p> <p>・労働者派遣制度について、ネガティブリスト化の範囲の限定、育児休業特別労働者派遣における派遣期間の制限の見直し、高齢者特別派遣における派遣期間の制限及び対象業務の見直し</p> <p>・通勤圏外の労働者の直接募集に係る許可制の見直し</p>
						<p>○失業者を増やさない雇用と起業の促進（100万人規模の雇用の創出・安定）</p> <p>○雇用活性化総合プランの実施、労働移動に対応するための施策（労働者派遣法の改正、職業安定法の見直し等）を通じた労働力需給調整機能の強化等）の実施</p> <p>○「雇用活性化総合プラン」の概要</p> <p>1 総量としての雇用の場の拡大（新規雇用創出対策）</p> <p>・新分野進出等を行う中小企業の支援強化</p> <p>・緊急雇用創出特別基金による雇用情勢に応じた中高年の非自発的失業者への雇用機会の提供</p> <p>・成長15分野（医療・福祉、情報通信、環境、住宅等）への円滑な労働移動のための支援の実施</p> <p>・人材マッチングや情報提供等ベンチャー企業等振興のための総合的な支援の実施、女性・高齢起業家支援等</p> <p>2 労働者の就職支援対策（エンプロイアビリティの向上）</p> <p>・中高生労働者雇用対策（各種講習・カウンセリング・ミスマッチ解消モデル事業、民間教育訓練を活用した職業訓練等（中高年求職者就職支援プロジェクト））</p> <p>・若年者雇用対策（早期離転職者のための相談等積極的就職支援）</p> <p>・障害者雇用対策（医療機関との連携、雇用と福祉の連携、在宅就労支援）</p>

経済対策	決定時期等	主な内容	規模	雇用対策	決定時期等	主な内容
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域雇用対策</li> <li>・能力開発対策（公共職業訓練機関における夜間コースの導入等離職者訓練の拡充、主体的能力開発支援等）</li> </ul> <p>3 労働力需給のミスマッチの解消</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済団体と連携した求人情報のネットワーク化、公共職業安定所における求職者の自己検索端末の導入等による職業紹介の円滑化、高齢者マッチング支援事業による高齢者の就業の増大が見込まれる業種への就職促進等）</li> </ul> <p>4 失業中のセーフティネットの確保（失業給付期間の訓練中の給付延長措置（訓練延長給付）の拡充等）</p> <p>5 「緊急雇用開発プログラム」の更なる推進</p>
				緊急雇用対策 (産業構造転換・雇用対策本部)	1999.6	<p>◎70万人を上回る規模を対象とした雇用・就業機会の拡大</p> <p>〔雇用対策部分〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○民間企業による雇用の創出と迅速な再就職の推進</li> <li>・民間企業による雇用機会の創出</li> </ul> <p><u>新規開業ベンチャー企業への紹介の強化、新規・成長分野において非自発的失業者を前倒し雇用する場合等の支援、緊急雇用創出特別基金の活用等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミスマッチの解消、円滑な労働移動</li> </ul> <p><u>改正職業安定法、労働者派遣法改正案の早期成立、民間職業紹介を活用した雇用情報ネットワークの構築、中高年齢者の失業なき労働移動支援の強化等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速な再就職の促進</li> </ul> <p>中高年齢者ホワイアカラ失業者等の再就職の促進（「キャリア交流プラザ」の主要都市への設置による民間の職業紹介機関と公共機関等との連携）、中高年齢者就職支援プロジェクトの拡充、公共職業安定所と労働基準監督署の連携による求人開拓、雇用創出への相談・支援</p> <p>○国、地方公共団体による臨時応急の雇用、就業機会の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急地域雇用特別交付金の創設（地方公共団体における臨時・応急の雇用就業機会の確保、NPO の活用）等</li> <li>○人材資源の活性化</li> </ul>



経済対策	決定時期等	主な内容	規模	雇用対策	決定時期等	主な内容
経済新生対策	1999.11	<p>◎昨年来、大規模かつ迅速な経済政策によってデフレスパイラルに陥りかねない厳しい経済状況からの脱却に努めてきた。</p> <p>◎公需から民需への円滑なバトンタッチが行われ、民需中心の本格的な回復軌道に乗せるための新規需要を創出（民需喚起、公的投資拡充、雇用不安払拭等）</p> <p>◎構造改革の方向を決定的にし、情報化・高齢化に対応</p> <p>◎戦略的重点的技術開発の推進（ミレニアムプロジェクト等）</p> <p>◎規制緩和・制度改革</p> <p>◎その他（中小企業・ベンチャー企業新興（中小企業法の理念の転換）、雇用対策、少子化・高齢化対策等、年金改革、21世紀の新たな発展基盤の整備（公共事業、住宅投資促進、情報通信基盤整備等）、金融市場の活性化</p>	<p>事業規模 18兆円程度（社会資本整備 6.8兆円程度、介護対策 0.9兆円程度）</p>	<p>（「経済新生対策」に盛り込まれた雇用対策）</p> <p>〔対象期間 15ヶ月間〕</p>		<p>◎70万人を上回る規模を対象とした雇用・就業機会の拡大</p> <p>○中小企業の創業支援等による雇用創出・安定対策</p> <p>・中小企業の創業支援による雇用機会の創出</p> <p>地域の特性を活かした成長分野や地場産業など先導的な中小企業の人材開発、労務管理支援等による雇用機会創出支援、創業についての意識啓発、離職者の創業による再就職のための能力開発の推進等</p> <p>・中小企業の基盤強化による雇用機会の拡大と安定新規成長分野に係る事業所や求職者に対する総合的な支援を行う「新規・成長分野人材サービスセンター」の設置による人材の確保、円滑な労働移動の促進、雇用管理支援、中小企業の個々具体的な人材ニーズに応じた専修学校等を活用した能力開発の推進、創業中小企業に対する人材育成プラン作成による支援等</p> <p>○「21世紀人材立国計画」の推進等</p> <p>・地域において産学官が集結し、各人の有する多様な職務経歴等に応じた最適な教育訓練機会の開発整備</p>
		<p>主なる内容</p> <p>・自主選択方式に対応できるようにするための能力開発事業の実施</p> <p>中高年ホワイトカラー等の非自発的失業者が専修学校等の民間教育訓練機関が実施する教育訓練の中から自主選択により受講できる制度の実施、教育訓練給付制度における大学、大学院等で行われる科目等履修コースへの対象拡大等</p> <p>・学卒未就職者に対する早期就職支援・能力開発支援事業の実施</p> <p>学生職業センター等において一人一人の希望・適性を踏まえた求人確保、実践講習、面接会の実施、民間教育訓練機関等の訓練の無料提供</p> <p>・長期リフレッシュ休暇制度の早期導入の検討</p> <p>○雇用保険の改革</p> <p>・失業給付の見直しと雇用保険の安定的運営の確保</p> <p>リストラ等により離職を余儀なくされた中高年齢者など再就職の緊要度の高い者への給付の重点化</p> <p>・雇用調整助成金の重点化</p> <p>対象業種を景気の変動等による一時的な雇用調整への対応に重点化</p>				<p>主なる内容</p> <p>・自主選択方式に対応できるようにするための能力開発事業の実施</p> <p>中高年ホワイトカラー等の非自発的失業者が専修学校等の民間教育訓練機関が実施する教育訓練の中から自主選択により受講できる制度の実施、教育訓練給付制度における大学、大学院等で行われる科目等履修コースへの対象拡大等</p> <p>・学卒未就職者に対する早期就職支援・能力開発支援事業の実施</p> <p>学生職業センター等において一人一人の希望・適性を踏まえた求人確保、実践講習、面接会の実施、民間教育訓練機関等の訓練の無料提供</p> <p>・長期リフレッシュ休暇制度の早期導入の検討</p> <p>○雇用保険の改革</p> <p>・失業給付の見直しと雇用保険の安定的運営の確保</p> <p>リストラ等により離職を余儀なくされた中高年齢者など再就職の緊要度の高い者への給付の重点化</p> <p>・雇用調整助成金の重点化</p> <p>対象業種を景気の変動等による一時的な雇用調整への対応に重点化</p>

経済対策	決定時期等	主な内容	規模	雇用対策	決定時期等	主な内容
						<p>・各人・各企業のニーズに応じた最適な教育訓練の斡旋を行うシステムを先導的に構築。特に、新たな事業展開を担う人材の育成を図る中小企業や自ら新たな雇用機会（事業）を創出する高齢者に対する特別の支援の実施等</p> <p>○雇用機会の創出、就職支援対策</p> <p>・大規模なリストラの実施により大きな影響を受ける地域における雇用創出を図るため「特定地域・下請企業離職者雇用創出奨励金（仮称）」を創設（当該対象事業所を離職した労働者を雇入れた場合の助成措置）。</p> <p>・介護分野での雇用機会の創出等を強力に進めるため、介護分野での雇用機会創出支援、介護労働者の能力開発等の総合的実施（法改正）。</p> <p>・早期離職者の就職促進を図るため「若年早期離職者相談コーナー」を増設</p> <p>○早期再就職の促進とセーフティネットの確立</p> <p>・官民一体の労働需給調整機能の強化（改正職業安定法、改正労働者派遣法による民間部門の活動促進、公共職業安定所の情報提供機能の充実、失業なき労働移動の支援等）</p> <p>・雇用保険の安定的運営の確保、一層の就職促進に資するものとするための法改正の実施</p> <p>・中高年齢者の再就職の援助、定年の引上げ等の導入による65歳までの雇用の確保を図るための法改正の実施</p> <p>○安心して働けるゆとりある勤労者生活の実現</p> <p>・長期休暇制度の早期導入への取組み（国民的な運動、調査研究等）</p> <p>○少子化・高齢化対策、年金改革</p>
				ミスマッチ解消を重点とする緊急雇用対策	2000.5	<p>◎緊急雇用対策（1999.6）の「70万人を上回る規模を対象とした雇用・就業機会の拡大」をより確実なものとする（今後1年間において少なくとも35万人程度の雇用・就業機会の増大の現実化を図る）。</p> <p>◎雇用情勢は、完全失業率が過去最高水準となるなど、依然として厳しい状況。景気の回復を雇用の回復に結びつけることが重要。情報通信技術や介護関連の分野等において、大幅な求人増が見られる。これら今後成長の見込まれる新たな産業に必要な人材を早期育成し、その就</p>

経済対策	決定時期等	主な内容	規模	雇用対策	決定時期等	主な内容
						<p>職促進を図ることが重要。(今後1年間に集中して実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○職業能力、産業界のミスマッチの解消－成長分野等に重点を置いた就職促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・職業訓練の拡大による働く人すべてのIT化対応の促進と就職の促進</li> <li>-<u>専修学校・各種学校との連携強化、夜間訓練コース開設等による情報通信関連等コースの拡充強化</u>等</li> <li>-<u>新規・成長分野雇用創出特別奨励金（新規・成長15分野の事業主が前倒し雇用等を実施した際に支給）</u>の抜本的拡充</li> </ul> </li> <li>助成対象に職業訓練受講者、学卒未就職者を従来からの非自発的離職者に追加、年齢要件の緩和（30～59歳→60歳未満）、助成金額の増額</li> <li>○雇用機会創出支援対策の強化</li> <li>・中小企業労働力確保法や改正介護労働者法に基づく支援措置</li> <li>○学卒未就職者対策の強化</li> <li>・<u>学卒未就職者を対象とした事業主や民間教育訓練機関への委託訓練</u></li> <li>・<u>学卒未就職者の採用後の能力開発の支援の創設</u></li> </ul> <p>○雇用維持、非自発的失業者対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人間尊重の観点から、企業が社会的責務を果たすよう労使への働きかけの強化</li> <li>・緊急雇用創出特別奨励金の全国発動要件の緩和等</li> <li>-全国発動要件の単月で5.0%以上への緩和等</li> </ul> <p>○ミスマッチの解消－官民の労働力需給調整機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>官民の情報を一元的に提供できるネットワークの構築（官民連携し中高年ホワイトカラーの主體的な求職活動を支援するキャリア交流プラザにおいて一元提供。段階的に官民情報の一元提供システムの構築を検討）</u></li> <li>・求人年齢制限の緩和に向けた指導・啓発</li> <li>・民間機関の活用による労働力需給調整機能の強化（改正労働者派遣法、改正職業安定法の施行）</li> </ul> <p>○雇用保険制度の改革等によるセーフティ・ネットの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中高年リストラ層への求職者給付の重点化（雇用保険</li> </ul>

経済対策	決定時期等	主な内容	規模	雇用対策	決定時期等	主な内容
日本新生のための新発展政策	2000.10	<p>◎一昨年以来の大規模かつ迅速な経済対策により、デフレスパイラルに陥りかねない危機的状況を脱却</p> <p>◎景気に今一押し活力を与え、しっかりとした自律的回復軌道に乗せる(急激な公需の落ち込みを避ける)</p> <p>◎我が国が多様な情報と個性の沸き立つ知恵の社会に飛躍するための構造改革と意識変革の方向を明確にする。</p> <p>○IT革命の飛躍的推進</p> <p>○循環型社会の構築など環境対応</p> <p>○高齢化対策</p> <p>○都市基盤整備</p> <p>○産業新生のための事業環境整備(企業法制等整備(商法改正)、構造変化に対応した雇用システムの整備、創造的技術革新のための基盤整備(大学の競争力強化、競争的資金の拡充、産学官連携のための人材流動化)、中小企業対策、金融システムの安定化・金融市場の活性化等)</p>	事業規模 11兆円程度(社会資本整備 4.7兆円程度)	(「日本新生のための新発展政策」に盛り込まれた雇用対策)		<p>制度改革)</p> <p>・在職中からの再就職支援の強化(改正高年齢者雇用安定法の円滑な施行)</p> <p>○IT革命の飛躍的推進のための施策</p> <p>・ITに係る公共職業訓練の拡充等</p> <p>○活力と楽しみに満ちた未来社会を目指す高年齢対応のための施策</p> <p>・中高年齢者を一定期間試行的に受け入れる事業主への支援、職場のバリアフリー化の推進等</p> <p>○ダイナミックな企業活動を支える企業法制等の整備</p> <p>・インターネットを活用した職業紹介の推進</p> <p>・公共職業安定所と民間職業紹介事業者の連携による求人・求職情報の一元化を図り、2001年度から運用を開始</p> <p>・良好な雇用機会の創出と円滑な労働移動の促進による雇用の安定を確保する等の観点から国と地方の連携強化を図りつつ雇用対策法等の雇用関連法改正案の次期通常国会への提出</p> <p>・雇用保険3事業の各種給付金の助成内容の重点化・体系化等の見直し</p> <p>・個人主導の能力開発の支援の強化(キャリア形成支援、評価の仕組みの構築の促進)</p> <p>・求人と求職のミスマッチの解消の促進(中高年失業者等に対する求人未充足分野に係る高度な専門知識・技能の訓練機会の確保、中高年ホワイトカラー非自発的失業者の再就職支援、高校新卒者に対する就職準備講座等)</p> <p>・雇用形態の多様化に対応した労働者派遣の充実の検討</p>
緊急経済対策	2001.4	<p>◎財政金融両面にわたる政策努力もあり、1999年初の景気の谷以降の景気の緩やかな改善。生産・企業収益、民間設備投資など企業部門の復調にもかかわらず、雇用・所得環境の改善は遅れ、個人消費の回復は見られない。</p> <p>◎バブル崩壊後における証券市場や不動産市場の低迷は、バランスシート調整を長引かせる要因となったが、同時に構造的な問題を浮き彫りにした。</p> <p>○資産市場の抱える構造問題の解決のための対策(金融再生と産業再生、証券市場の構造改革、都市再生、</p>		(「緊急経済対策」に盛り込まれた雇用対策)		<p>○雇用の創出とセーフティネットの整備</p> <p>○雇用面のセーフティネットの整備</p> <p>・緊急雇用創出特別奨励金の要件緩和及び新規・成長分野雇用創出特別奨励金の拡充措置の延長</p> <p>・介護・福祉分野等の新規・成長分野を中心とした中高年ホワイトカラー・離職者向け民間委託訓練コースの充実等</p> <p>・IT関連の能力開発機会の確保、提供事業の拡充、ITインストラクターの計画的育成による中小企業のIT訓練体制整備の支援</p>

経済対策	決定時期等	主な内容	規模	雇用対策	決定時期等	主な内容
		<p>土地の流動化等)</p> <p>○長期的な経済活力を引き出す規制・制度改革やイノベーションへの取組み、それらによる新市場の開拓と雇用の創出 (IT、医療システム、保育・介護、循環型社会)、雇用のセーフティネットの整備 (雇用対策) 等</p>				<p>中高年齢者を中心に倒産・解雇等による離職者に対し、一般の離職者より手厚い給付日数を確保すること等を内容とした改正雇用保険法の円滑な施行 (20014.1 施行)</p> <p>・大量離職者発生事案等の場合の在職中からの支援の実施による失業なき労働移動の援助</p> <p>・官民連携した雇用情報システム (「しごと情報ネット」) の早期実施</p> <p>・経済社会の変化に対応し、円滑な再就職を促進し、職業の安定を図っていくため、事業主による離職予定者の計画的な再就職支援の促進や募集・採用時の年齢制限緩和に向けた事業主の取組の促進を図ること等を内容とする雇用対策法等改正案の早期成立</p> <p>○調整機能強化のための規制改革</p> <p>・労働者派遣事業の対象業務・派遣期間等の規制の在り方に係る検討</p> <p>・高齢者、障害者等就職困難者を雇い入れた場合に助成する特定求職者雇用開発助成金等の公共職業安定所紹介要件の緩和</p>
				<p>総合雇用対策 (「産業構造改革・雇用対策本部」、雇用対策部分)</p>	<p>2001.9.20</p>	<p>◎7月の完全失業率が5.0%となるなど、雇用情勢を始めとして一層厳しさを増している。今後、不良債権処理の進展に伴い、雇用情勢が更に悪化する可能性も否定できない。痛みを最小限に抑えながら、新しい成長の基盤を構築していくことが必要。</p> <p>◎雇用の受け皿整備のため、思い切った規制・制度改革を通じた新市場・新産業の育成 [雇用対策部分]</p> <p>○雇用のミスマッチ解消のための施策</p> <p>・ミスマッチ解消のための官民の連携の強化 (官民連携した求人情報のインターネット (「しごと情報ネット」) による提供、民間職業紹介事業所との連携による再就職の促進等</p> <p>・個人の主体的な能力開発を推進するシステムの整備</p> <p>-各都道府県のキャリア形成支援コーナーやハローワーク等へのキャリア・カウンセラーの配置</p> <p>-中高年齢離職者を主な対象として5年間で5万人程度のキャリア・カウンセラーの養成、教育訓練給付指定講座の拡充 (大学、大学院等における高度な社会人向け</p>

経済対策	決定時期等	主な内容	規模	雇用対策	決定時期等	主な内容
						<p>教育訓練コースの指定拡大)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間活力を活かした多様な能力開発機会の確保・創出</li> <li>-大学・大学院、事業主、NPO等を含むあらゆる教育訓練資源の最大限の活用を通じた中高年離職者の雇用に結びつく効果的な職業能力開発</li> <li>-離職者向けのIT化に対応した職業能力開発の拡充</li> <li>-起業や新分野展開を支援するための人材養成及び相談援助</li> <li>-インターンシップの活用、学卒未就職者等の試行就業支援を通じた能力付与</li> <li>・中高年齢者等の就業促進</li> <li>-改正雇用対策法に基づく募集・採用の年齢制限緩和の努力義務の10月1日からの施行の周知</li> <li>-中高年齢者の共同による事業創設とそこでの継続的な雇用創出の支援</li> <li>-職場適応援助者（ジョブコーチ）の支援による障害者の雇用促進</li> <li>・女性が働き続けられる経済社会基盤の構築</li> <li>-地域における育児の相互援助活動を行うファミリーサポートセンターの設置促進</li> <li>・就業形態の多様化に対応した環境整備</li> <li>-有期雇用契約及び裁量労働制については、契約期間の上限が3年とされている特例対象となる専門職等の範囲の拡大のための告示改正の実施、制度全体の見直しのための検討を早急に関係審議会を進める</li> <li>・労働者派遣制度の見直し</li> <li>-再就職が厳しい状況にある中高年齢者について、派遣期間の上限を1年から3年に延長する臨時特別の措置を創設</li> <li>-紹介予定派遣制度について、派遣先、派遣元、派遣労働者の合意により派遣期間を短縮し直接雇用を促進するよう運用の見直しの実施</li> <li>-派遣期間3年が認められる業務範囲（現行26業務）の見直し</li> <li>-労働者派遣制度全体のあり方を見直しについて、派遣期間の延長、物の製造業務への派遣禁止の撤廃について、関係審議会でも検討し結論を得る</li> <li>・職業紹介制度の見直し</li> </ul>

経済対策	決定時期等	主な内容	規模	雇用対策	決定時期等	主な内容
						<p>-無料職業紹介事業の許可制の届出制への移行、職業紹介責任者に係る要件緩和等職業紹介事業制度全体のあり方等について関係審議会で検討し結論を得る</p> <p>-求職者から手数料を徴収できる範囲の拡大及び求人企業からの手数料の上限規制の見直しについて結論を得る</p> <p>○セーフティネット整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のニーズを踏まえた雇用創出</li> <li>-新たな緊急地域雇用特別交付金の創設（公的部門における緊急かつ臨時的雇用創出、要件緩和等）等</li> <li>-「地域・産業雇用対策プログラム」の推進（地方労働局と経済産業局の連携）等</li> <li>・就業支援特別パッケージの実施</li> </ul> <p>-不良債権処理等の推進に伴って生ずる雇用への影響を最小限に抑え、雇用の安定を図っていくための各種助成金の積極的活用等</p> <p>-各種雇入れ助成について、民間職業紹介機関を利用した雇入れにも適用</p> <p>-新特定求職者雇用開発助成金による再就職支援（全国的に雇用情勢が悪化した場合の再就職援助計画対象者雇入れ助成等）</p> <p>-新雇用調整助成金による業種にかかわらずの雇用主維持支援（個々の事業主の状況に着目した対象事業主の指定）</p> <p>-建設業界技術者等の移転受け入れ助成による支援</p> <p>-企業グループ内での中高年齢者の労働移動等支援</p> <p>-中小企業・ベンチャー企業の創業支援助成措置</p> <p>-退職予定者の退職前長期休暇制度を設けた事業主に對する助成による大量の失業発生の激変緩和・失業なき労働移動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・失業なき労働移動の強化</li> </ul> <p>-民間の就職支援会社を活用して再就職支援を行う事業主への助成（再就職援助計画制度の活用促進）</p> <p>-産業雇用安定センターを活用した建設・不動産・流通等の業界と連携した人材情報収集・提供機能の充実</p> <p>-大量に離職者が発生する企業における臨時相談コーナー（アシストはロワーワーク）の機動的設置</p> <p>-緊急雇用創出特別奨励金、新規・成長分野雇用創出特</p>

経済対策	決定時期等	主な内容	規模	雇用対策	決定時期等	主な内容
改革先行プログラム	2001.10	<p>◎景気は悪化を続けており、失業率も5%台とこれまでの最高水準で推移。さらに、いわゆるデフレ（持続的な物価の下落）の状況にあり、これは企業経営の先行きを不透明にするほか、企業や債務の実質的な増大をもたらしている。</p> <p>◎政府は、「今後の経済財政運営及び社会経済の構造改革に関する基本方針」(2001.6.26)に基づき、聖域なき構造改革を進めている。景気は、厳しい状況にあるが、単なる公共投資等による従来型の需要追加策による対応し、日本経済にとって必要とされる構造問題の解決を先送りにはならず、このような時期にあっても構造改革を加速させていくことが必要。</p> <p>○経済を活性化させ、民間部門がいきいきと活動できるようにする（規制改革、証券市場・金融システムの構造改革）</p> <p>○雇用や中小企業等への影響に配慮して、セーフティネットの整備に万全を期す（雇用対策、中小企業対策）</p> <p>○IT化や少子高齢化といった時代の流れに対応（電子政府の実現、都市再生を含む）</p>	事業規模 5.8 兆円程度	（「改革先行プログラム」に盛り込まれた雇用対策）		<p>別奨励金について民営職業紹介機関を利用した雇入れも支給対象とするなど支給要件の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・失業者の生活の安定と就業の促進</li> <li>-訓練延長給付制度の拡充</li> <li>-自営廃業者、雇用保険給付期間が切れた者等に対する生活資金貸付制度の創設</li> <li>-未払賃金立替払制度の充実</li> <li>・緊急雇用対策法の制定</li> <li>-訓練延長給付制度の拡充(45歳以上の中高年齢者について訓練の受講終了後、訓練延長給付を受けつつ再度の受講可に)</li> <li>-経営革新を行う中小企業に対する雇入れ等助成（中高年齢者の雇入れ、中小企業労働力確保法）</li> <li>-労働者派遣に関する臨時特別措置の創設（中高年齢者の派遣期間上限1年→3年）</li> </ul>
緊急対応プログラム	2001.12	◎米国における同時多発テロ事件（2001.9.）後の経済	事業規模(改)	-	-	◎「総合雇用対策」(2001.9)に盛り込まれた施策のうち、早急に応じ実施すべき施策を盛り込んだ。



経済対策	決定時期等	主な内容	規模	雇用対策	決定時期等	主な内容
プログラム		<p>環境の急激な変化を踏まえ、「改革なくして成長なし」との決意の下、構造改革をより一層加速しつつ、デフレスパイラルに陥ることを回避するため、本プログラムを策定。</p> <p>○改革推進公共投資特別措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市機能の一層の高度化・国際化、環境に配慮した活力ある地域社会の実現、科学技術・教育・ITの推進による成長フロンティアの拡大、少子・高齢化への対応</li> </ul> <p>※本プログラムの1年間のGDPへの効果は実質年0.9%増程度、雇用者数11万人程度、失業率0.1%程度の改善が見込まれるとの試算が示された。</p>	<p>改革推進公共投資)4.1兆円程度</p>			
改革加速のための総合対策	2002.10	<p>○金融・経済情勢の不確実性の高まりを踏まえ、不良債権処理を加速することにより、金融仲介機能の速やかな回復を図るとともに、資源の新たな成長分野への円滑な移行を可能にし、金融及び産業の早期再生を図るための取組みを強化。</p> <p>○金融システム改革、規制改革、規制改革、歳出改革の4本柱の構造改革を加速。</p> <p>○不良債権処理を加速する過程における影響に対応し、雇用や中小企業のセーフティネットには万全を期す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○金融・産業の再生</li> <li>・不良債権処理の加速策</li> <li>・産業・企業再生への早期対応</li> </ul> <p>○経済活性化に向けた構造改革加速策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持続的な経済社会の活性化のための税制改革の推進</li> <li>・法人課税、相続税・贈与税、住宅税制、土地、金融・証券、中小企業税制による1兆円超規模の減税を検討</li> <li>・資産デフレの克服にも寄与する証券・不動産市場の活性化</li> <li>・民間投資・消費を誘発する都市再生の促進</li> <li>・潜在需要を喚起する規制改革の加速</li> </ul> <p>規制改革特区の早期具体化・充実、公的サービスのアウトソーシング等推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○セーフティ・ネットの拡充</li> <li>・雇用対策の推進</li> </ul>	<p>既存予算の活用等</p> <p>法人、試算課税を中心とした1兆円超の減税</p>	<p>(「改革加速のための総合対策」における雇用対策)</p>		<p>○不良債権処理の加速への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不良債権処理雇用支援プロジェクトの実施</li> <li>不良債権処理の加速に伴い、雇用調整を行わざるを得ない事業主が「雇用調整方針」を策定した場合、関係者に体系的再就職支援を行うもの。</li> </ul> <p>○新たな雇用の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における雇用機会の創出（緊急雇用創出特別基金の活用）</li> <li>・中高年齢者等の新たな雇用機会の創出</li> <li>・新設会社が再就職を希望する中高年齢者を受入れ、共に貢献する事業を実施した場合の支援</li> <li>・新規・成長分野の事業主が中高年非自発的離職者等を前倒し雇用する場合等の助成</li> <li>・高齢者が共同して起業することによる自らの継続的な就業機会の創出への助成対象年齢要件の緩和（55→45歳）</li> </ul> <p>○民間による労働力需給調整の活性化・多様な就業形態への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間の活力等を活かした労働力需給の迅速、円滑、的確な調整・多様な就業形態への対応</li> <li>・職業紹介事業について、有料職業紹介事業に係る手数料規制や兼業禁止規制の緩和、無料職業紹介に係る届出制の範囲拡大、地方公共団体における無料職業紹介について検討・措置する</li> <li>・労働者派遣事業について、対象業務の製造業務への拡大、原則1年とされている派遣期間の延長について換</li> </ul>

経済対策	決定時期等	主な内容	規模	雇用対策	決定時期等	主な内容
経済対策		<p>中小企業対策の推進</p> <p>○不良債権の集中的な処理が行われる間における政策金融の活用</p>				<p>計・措置</p> <p>-有期労働契約について、原則<b>1年</b>とされている契約期間の上限の延長、<b>3年</b>の契約が認められている専門職の範囲の拡大について検討・措置</p> <p>-裁量労働制について、適用対象事業場又は業務の拡大・運用に係る手続きの緩和について検討・措置等</p> <p>・民間教育訓練機関等における歴学と企業における実習をセットにした実践的な職業訓練や開業に向けた職業訓練を実施</p> <p>○雇用保険制度の見直し</p> <p>・雇用保険制度の安定的な運営の確保</p> <p>-早期再就職の促進、再就職の困難な状況に対応した給付の重点化、多様な働き方への対応</p> <p>○離職者に対する対応</p> <p>・再就職を支援するための生活資金の貸付の活用</p> <p>・住宅ローン返済困難者対策の実施</p> <p>・未払貸金立替制度の活用</p> <p>○産業再生・雇用対策戦略本部の設置</p> <p>-不良債権処理を加速し、産業再生と雇用対策を一体的に推進するため、産業構造改革・雇用対策本部を抜本的に改組。</p>
改革加速プログラム	<b>2002.12</b>	<p>◎景気の先行きを巡る環境は不透明さを増している。今後、「金融再生プログラム」に基づき、不良債権処理を加速する過程における影響には、万全の対応を講ずる必要がある。</p> <p>◎本プログラムにおける施策は、構造改革の加速に併せて緊急に措置することが必要な施策及びデフレ抑制に直接的に資する施策とした。</p> <p>○経済・社会構造の変革に備えたセーフティネットの構築</p> <p>・雇用対策の強化</p> <p>・中小企業等対策の充実</p> <p>中小企業対策、ベンチャー企業育成施設の整備等</p> <p>・創業、新規開業等の支援等（新産業育成）</p> <p>産学官連携による研究開発、人材育成、IT活用起業促進等</p> <p>・少子・高齢化の進展に備えた公平で安心な社会の確立</p>	<p>事業規模 <b>4.4兆円</b>程度（公共投資 <b>2.6兆円</b>程度）、融資・保証規模を含めた事業規模等 <b>14.8兆円</b></p>	<p>（「改革加速プログラム」に盛り込まれた雇用対策）</p>		<p>◎経済社会構造の変革に備えたセーフティ・ネットの構築</p> <p>不良債権処理を加速する過程における影響に対応し、早期再就職を強力に促進するとともに、これまでのハローワークを中心とした取組に加え、民間活力を最大限に活用した再就職支援や市場のニーズに沿った能力開発など、失業の実態と転職可能性に応じたきめ細かい対応を行いながら、労働市場の構造改革を進める。</p> <p>○雇用対策の強化</p> <p>・雇用再生集中支援事業の創設（不良債権処理による大量離職者発生への懸念：内閣府レポートで、<b>2003年1年</b>間に<b>42～65万人</b>の離職者が発生する可能性があるとの試算もなされた）</p> <p>-民間事業者への委託による再就職支援</p> <p>-企業への委託による職場体験学習、大学、専門学校、企業等における歴学と企業実習からなる実践的職業訓練</p>

経済対策	決定時期等	主な内容	規模	雇用対策	決定時期等	主な内容
若者自立・挑戦プラン	2003.6.10 -2006 年度	<p>保育所、特別養護老人ホーム、公共施設のバリアフリー化等</p> <p>○構造改革推進型の公共投資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市再生及びこれを促進する都市機能高度化の推進</li> <li>民間部門の都市開発投資の促進、大都市拠点空港や中核港湾等の物流拠点等の整備推進</li> <li>魅力ある都市と地方の再生に向けた基盤整備</li> <li>環境問題等課題への対応</li> </ul> <p>※公共投資による1年間の効果は、実質GDPを0.7%増程度、雇用者数9万人程度、失業率0.1%程度の改善が見込まれるとの試算が示された。</p>				<p>離職者の直接又はトライアル雇用、起業に対する支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>早期再就職者支援基金事業の創設</li> <li>失業期間の短縮化を図るため、離職者の早期再就職を図るための支援金の支給等</li> <li>市場のニーズに沿ったキャリア形成の支援、マッチング機能の強化</li> <li>求人能力要件の明確化、効率的・効果的な職業訓練委託先の開拓等民間活力を活かした多様な能力開発実施体制の強化</li> <li>ハローワークに専任の支援員（就職支援ナビゲーター）を配置し、個人々々ごとのきめ細かな就職支援</li> <li>ITを活用した雇用関係情報の提供、キャリア・コンサルティングの実施</li> <li>新たな雇用の創出及び雇用の安定確保</li> </ul> <p>-地域でのサービス分野における新設法人が3人以上常用雇用した場面の支援(地域雇用受皿事業特別奨励金の創設)</p> <p>-地域における雇用機会の創出の更新要件の見直し等拡充（緊急雇用創出特別基金事業の拡充）</p> <p>-建設業の成長分野進出を円滑化するための人材育成に対する支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用環境が特に厳しい層のための就職支援の強化</li> </ul> <p>-未内定者に対するきめ細かい就職支援、学卒早期離職者・フリーターに対するセミナーやカウンセリング等の能力開発支援、若年者向けの適職選択支援のための体制整備等</p>
若者自立・挑戦プラン	2003.6.10 -2006 年度	<p>○内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省の連携による施策</p> <p>○若年人材対策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高い失業率、増加する無業者、フリーターなど、若者を取り巻く雇用情勢は極めて厳しい状況。このような状況が続けば、若者の職業能力の蓄積がなされず、中長期的な競争力・生産性の低下等経済社会の崩壊や社会保障システムの脆弱化、社会不安の増大等深刻な社会問題を惹起しかねない。</li> <li>以上の問題意識に基づき、若年者の働く意欲を喚起しつつ、全てのやる気ある若年者の職業的自立を促</li> </ul>		（「若者自立・挑戦プラン」に盛り込まれた厚生労働省関連事項）		<p>○教育段階から職場定着に至るキャリア形成・就職支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業人を講師として学校に派遣する職業意識形成支援</li> <li>若年者ジョブポーター（在学中からの職業理解の促進、就職支援、職場定着まで一貫した支援を行う者）の全国の公共職業安定所への配置による新規学卒者のマッチングの強化</li> <li>日本版デュアルシステムの導入（企業における実習訓練と教育訓練機関（公共・民間）における座学とを一体的に組み合わせた教育訓練の実施により一人前の職業人に育てることを目的、訓練対象は高校在籍学生、高卒未就職者、無業者、フリーター）</li> </ul>

経済対策	決定時期等	主な内容	規模	雇用対策	決定時期等	主な内容
		<p>進し、若年失業者の増加傾向を転換させることを目的として、<u>教育・雇用・産業政策の連携を強化し、国民一体となった総合的な人材対策を強化。</u></p> <p>○文部科学省</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリア教育総合計画</li> <li>・学校段階からの勤労観、職業観の醸成、企業実習と組み合わせた教育の実施、いわゆるフリーターの再教育、高度な専門家の養成など、それぞれの立場に応じた支援策の実施</li> </ul> <p>○経済産業省</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若年者のためのワンストップサービス（ジョブカフェ）の支援</li> <li>・IT、技術経営、事業再生等の分野において、能力評価基準、カリキュラム開発等の環境整備</li> <li>・新事業の創出・育成による就業機会の創出</li> </ul> <p>総合的起業支援サービス、創業を志す者に対する短期集中研修</p> <p>○厚生労働省 → 右欄雇用対策を参照</p>				<p>○若年労働市場の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業に短期間雇用させ、実践的な能力を取得させ常用雇用に移行するための若年者トライアル雇用の実施</li> <li>○地域の主体的取組による若年者ワンストップサービスセンター（ジョブカフェ）の整備</li> <li>・都道府県が、産業界、教育界、地域社会、行政と連携して、若年者のためのワンストップサービスセンター（情報提供、適性・適職診断、カウンセリング、カリキュラム作成、研修、職場体験、職業紹介を実施）を設置する場合、関係府省と連携して支援（企業説明会の実施、カウンセリング等の委託、公共職業安定所の併設等）</li> </ul>

資料出所：内閣府、厚生労働省公表資料その他  
(注) 下線 1990年代以前から示されてきた代表的政策運営方針及び施策等  
下線 1990年代以降示されるようになった代表的政策運営方針及び施策等（初出のみ）

